

令和6年度 第2回 石狩市総合教育会議 会議録

1. 日 時 令和7年2月5日(月)15:00 ～ 16:30

2. 場 所 石狩市役所5階 第2委員会室

3. 出席者(構成員) 6名(全員)

総合教育会議構成員

役 職	氏 名
市長	加藤 龍幸
教育長	佐々木隆哉
教育委員(教育長職務代理者)	松尾 拓也
教育委員	根本 壽夫
教育委員	坪田 清美
教育委員	鈴木 里美

関係説明員等

部 局	所属・役職	氏 名
	副市長	小鷹 雅晴
子育て推進部	部長	田村 奈緒美
	子ども政策課長	青木 祐一郎
	子ども家庭課長	青山 昌弘
学校教育部	部長	中西 章司
	次長(教育指導担当)	澤口 敏之
	総務企画課長	笠井 剛
	総務企画課総務企画担当主査	市川 樹一郎
	学校教育課長	森本 栄樹
	教育支援課長	山本 健太
社会教育部	部長	伊藤 学志
	社会教育課長	斉藤 晶

事務局

部 局	所属・役職	氏 名
企画政策部	部長	小島 郁也
	参事(政策担当)	鈴木 昌裕
	参事(政策担当)付主任	氏家 峻

4. 傍 聴 者 なし(会議一部公開)

5. 議題

(1)協議事項

(2)報告事項

(3)その他

6. 協議内容の記録(経過、質疑・意見)

小島企画政策部長

皆様、こんにちは。石狩市企画政策部長の小島でございます。

ただ今から令和 6 年度第 2 回石狩市総合教育会議を開会いたします。

開会にあたりまして、議事録を作成して公開することとなっております。

議事録の作成につきましては、全文筆記の記録とさせていただきます。

また、議事録の署名は松尾委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしくお願いいたします。

本日の会議における発言は、着座にて行うことで統一したいと存じます。

また、発言する際は、議事録の作成の関係上、マイクを使用してお話いただきますようお願いいたします。

本日の会議は、公開会議と非公開会議による 2 部構成で開催いたします。

配布の会議次第に沿ってご説明申し上げますと、公開会議は協議事項と報告事項の記載事項について、非公開会議は報告事項のうち記載の項目となっております。

なお、非公開会議の事項は、令和 7 年度予算案に関する公開前の資料であり、また執行方針等につきましては市議会の提出議案に関する公開前の資料ということになりますので、これらにつきましては非公開による会議といたします。

委員の皆様、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、加藤市長、よろしくお願いいたします。

加藤市長

はい。それでは私の進行によりまして、会議を進めてまいりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、本日の協議事項であります石狩市教育大綱について、事務局から説明をお願い

いたします。

鈴木政策担当参事

はい、政策担当参事の鈴木でございます。

本日はよろしくお願いいたします。

私の方から、教育大綱のご説明ということで、最初に教育大綱のパブリックコメント結果についてご説明申し上げます。資料 1 をご覧ください。表紙の部分になりますが、3 人から 23 件の意見提出がありました。

意見の対応として、13 件の意見を採用、9 件の意見を不採用、参考意見として整理いたしました。

ご質問・ご意見としてお伺いしたものが 1 件となっております。

主に採用した意見を中心にご説明させていただきます。

ページをお開きください。左の番号の 3 番から 7 番までの意見を採用としております。

ご意見を踏まえ、原案に策定主体、策定年月、改定等の経緯、ほかの計画との関連性について記載を追記することとしております。

7 番目につきましては、総合教育会議の説明について注釈を付けることとしております。

続きまして、12 番をご覧ください。12 番につきましては、ウェルビーイングの向上に関してということで、検討の結果、文言に「心と体」を追記するという整理をいたしました。

次に 3 ページ、14 番目の意見をご覧ください。

こちらはウェルビーイングについて、言葉の説明が必要ではないかというご意見ですが、ウェルビーイングの言葉の説明を追記することとしております。

次に、15 番から 17 番の意見については一部採用としています。

ご意見を踏まえ、原案で用いていた「環境政策」という言葉を「環境教育」に修正することと整理しております。

以上、教育大綱のパブリックコメント結果のご説明とさせていただきます。

加藤市長

はい、ありがとうございました。只今、事務局から説明がございましたが、ご質問、ご確認することはありますか。

松尾委員

内容は変わらないと思いますが、1 番目のご意見ですね。

これは何かの引用なのですかと聞かれていて、そもそも引用ではないという話なので、「不採用」というより違う表現ができないかなと思いました。その他なのかな。

佐々木教育長

はい、佐々木です。

でも、もう決定していますよね。

加藤市長

そうですね。決定していますよね。

鈴木政策担当参事

はい、そうですね。

加藤市長

確認だけです。

この中身がいいとか悪いとかではなくて、この内容についてのご確認という意味であり、検討結果についての意見ではないですね。

松尾委員

そうですね、もう最終ですね。

加藤市長

すみません、仕切りがあつて。申し訳ございません。

はい。それでは次、事務局の方で次の説明を行っていただけますか。

鈴木政策担当参事

はい。次のご説明を申し上げます。続きまして資料 3 をご覧ください。教育大綱のこどもの意見募集結果についてです。

最初に表紙をご覧ください。54 人の小学生・中学生からご意見がありました(小学生 25 人、中学生 29 人)。申し訳ありません、ここで資料の数字の訂正をさせていただきます。

意見件数 43 件とありますが、こちらを 54 件に修正してください。

また、意見の内訳の部分の「意見等 37 件」を「48 件」に修正してください。

こちらは「意見はありません」という趣旨の回答も意見として承っており、計上漏れがあったための修正でございます。申し訳ありません。資料の修正をお願いいたします。

続きまして、意見の対応として、ご意見を案に反映したもの 0 件、ご意見やご質問として聞いたもの 48 件、ご意見を今後の参考としたもの 6 件となります。

全体的に、こどもからいただいた意見の感想としましては、学校生活における校舎等の環境に関すること、パソコンを活用した学習環境に関すること、不登校や特別支援教育は具体的にどんなことをするのかという質問、ウェルビーイングの向上に対する賛成意見、ヤングケアラー・いじめ・虐待に悩んでいる人を助けてほしい等、本当に様々な意見をいただいたという印象です。

個別の意見に対する検討内容はそれぞれ記載の通りですが、大きく 2 点についてご説明いたします。

資料をお開きください。1 ページの意見 4 番と 5 番をご参照ください。この 2 つはオンライン授業に関する出席扱いについて、出席扱いにしてほしいというご意見です。これらの意見については、教育委員会と内容を共有し、意見交換をさせていただくのがよいのではないかとということで、市長部局で整理しております。

続きまして、資料 3 ページの 11 番、12 番、13 番、15 番、16 番の意見についてです。1 人 1 台端末に関することですが、パソコンでの授業や宿題が多いと不便になることがよくあるので、紙の宿題やプリントなどを活用した授業となるよう状況を改善してほしいという意見でした。

これらの意見につきましても、教育委員会と内容を共有し、意見交換をさせていただくことで整理した方がよいのではないかと市長部局で整理しております。

これら 2 点について、この後、意見交換をしていただければと存じます。

以上、石狩市教育大綱こども意見募集結果の説明とさせていただきます。

加藤市長

はい。今、事務局から説明がありましたように、教育委員会を含めた関係部局において意見の検討及び検討結果の作成をし、私の決裁を終えているものですから、この検討内容について今ここで議論するということではなくて、今事務局から説明がありました、お子様から寄せられた意見のうち2点、教育委員会と内容を共有し、意見交換をするという検討内容についてです。

1点目は、自宅からオンラインにより授業参加した場合に出席扱いにしてほしい。

これは中学生から同じ意見が2件あります。先ほどの説明の4番、5番になります。この件について意見がある方はお願いいたします。

佐々木教育長

はい。まとめて申し上げますと、文科省がオンラインで出席扱いできる場合のパターンを示しておりまして、不登校の子どもがオンラインで授業を受ける場合と、病気などで長期療養している子どもが受ける場合の2つだけになります。

それ以外のオンライン授業については、「授業を受ける側に先生がいる」というのが授業として認める条件になっておりますので、現状から言うとこの希望にはお応えできないというのが答えになってしまいます。

加藤市長

よろしいですか。僕は意見や質問をしてもいいですか。

今のご説明で、文科省がそういうガイドラインを示している。

それは、各都道府県、各市町村はそれに従わなければならないということですか。

佐々木教育長

はい。

加藤市長

例えば、コロナの時に各大学はリモートの授業を単位としてカウントしている。しかし、依然として文科省のものは、教育長がおっしゃるように、それに従わなければ何かに反するものですか。

佐々木教育長

これは指導・助言に当たるものだと思いますので、従わないから罰則があるということとは多分ないと思います。ただ、出席・欠席の取り扱いは、例えば入試の場合にいろいろと影響するという受け止めがあり、実情を考えると、ある程度の統一的な取り扱いは必要ではないかと思っています。

コロナ感染症の時は臨時休校がありました。そもそも出席を要する日にカウントはしない。ただ、オンラインでやって定着していると認めるのであれば、学校再開後に改めて授業はしなくてもよいし、成績のカウントもできる。ただ、出席扱いにはできないという整理がありました。

加藤市長

僕の素朴な疑問で、本当にそれでいいのか。

例えば全道教育長会議で議論するとか、道教委と「そういう扱いでいいのだろうか」と。少し杓子定規的で、もう少し、いつもと思いますが、文科行政・教育行政というのは不思議な世界で、我々市部局の人間、僕のようなひねくれた人間には到底理解できない世界をやっている、というのはどうなんだろう。そういうところから変えていかなきゃいけないんじゃないですか。

この多様性の時代、何でも多様化・多様性という言葉がある中で、皆さんどう思います。一般論として、教育委員さんとしても、やっぱり文科省の言う通りであって、そうだよ、ということなんですかね。

僕は、これを見ていて、こういう子っているよねって思うんですけどね。

松尾委員

確認ですが、この頂いた資料の中の、大阪府寝屋川市とか福岡、熊本でオンライン授業を出席扱いにするというのは、あくまでも感染症だとか不登校だとかの場合ということですよ。

だから子どもの意見でいただいているものに関してのお答えにはならない、という理解でいいですよ。

佐々木教育長

そうですね。寝屋川なんかはコロナが５類になる前に、感染が不安で学校に出てこれない子どもに対してオンライン授業をやった時に出席扱いにしますとしたらしいのですが、今の寝屋川のホームページを見ても、今もそういうことをやっているとは書いていないので、５類になった時に終わっていると思います。

松尾委員

なるほど。

結局、委員としては、もう少し柔軟にやるべきだと思っています。

ただ、我々が議論して「こうやろう」と言ってもできないのであれば、議論の余地がないことですし、石狩市教育委員会として「文科省はこう言っているけれども認める方向でやっていきます」というのであれば、それは一つのやり方だと思います。

加藤市長

日本全国で約１,８００の市町村教育委員会があって、みんな文科省に倣って同じ解釈なんですかね。そこに抗うような教育長さんがいて、「そんなのおかしいよね」という人はいないですか。

佐々木教育長

いれば、何かアンテナに引っかかってくるかも。

加藤市長

少なくとも道内にはない。

佐々木教育長

聞いたことはありません。

松尾委員

仮にですが、技術的に、文科省はこう言っているけど我々は独自の道を行く、ということが可能なかどうか。

加藤市長

教育の世界というのは、文科省が言ったことにはすべからく…なんでしたっけ。そうは言ってもね、というのは、ないですか。

佐々木教育長

そうは言っても、例えば給食費無償化がありますけどね。

加藤市長

そうですね。そうさそうさ。
だから、できるのではないですか。

佐々木教育長

しかし、出席・欠席の判断というのは、ちょっとそれとは違うなという気がします。

松尾委員

住んでいる町によって判断基準が違うというのは、どうなのかという話。

加藤市長

だけど、給食費が住んでいる町によって無償と有償で違う、というのも実際起きていますけど。

松尾委員

もちろんそうですが、やはり出席・欠席となると、先ほど教育長もおっしゃっていたように、受験の時にどうなるのかという気はします。

加藤市長

事務局の采配では、これはどうするの。意見交換をしていきますとなったら、何らかの形でこういう意見を交換するの？
このまま意見交換で終わりになるの？

鈴木政策担当参事

子どもの意見につきましては、全体を公表することを予定していますが、個別の意見に個別に回答することは、この３つ(教育大綱、教育プラン、子どもビジョン)では考えておりません。

この意見をどうするかでいきますと、結果に反映させるべきかどうかは、現時点で難しいと思います。

加藤市長

わかりました。ただ、我々の答えとしては、教育委員会と内容を共有して意見交換をしていきます、ですね。

ただ、それがどこにも出ていかないというのは、ちょっと不思議な話でもあるな。ごめんなさい、内部の話で。

佐々木教育長

では、これは公表もしない？

鈴木政策担当参事

結果自体は公表します。

佐々木教育長

1人1人に返さない。

加藤市長

これは当然のことながら公表はしますよね。

鈴木政策担当参事

はい、議事録は公開します。

加藤市長

それと議事録は残りますよね。今日の総合教育会議。そうか、残るから、あまり過激なことと言っちゃいけない。

鈴木委員

オンライン授業の件ですが、文科省がどうこうという話ではなく、私の感覚的な気持ちで話したいのですが、授業をオンラインで受けて、学習はそれでできるのかなと。学習の方は問題ないとしても、小中学生は人間形成の上で、集団で活動することも大事だと思います。

そう考えると、オンラインで授業を受けてそれを出席扱いにするとすると、私はやはり学校に行って、他の子どもたちと遊んだり、喧嘩もあるかもしれないですが、そういった集団生活をする上でも、学校に行くということを出席と捉えた方がいいのかなという感覚です。

加藤市長

ほかにご意見ありますか。

松尾委員

よろしいですか。結論めいたものを出さないといけないとすれば、私も鈴木委員がおっしゃったように、やはりリアルでその空間にいることの意味はあると思っています。

オンライン万々歳だとは思っていません。ただ、いろんな事情でオンラインでないと受けづらい子どもがいるのも事実です。

例えばですが、オフィシャルの出席・欠席は文科省が定めている通りにしておいて、ただし参考として、オンラインでは何時間受けています、という履歴を残しておくとか。

可能かどうかわからない前提で発言していますが、そういう方法も考えられるのではないかと思います。

加藤市長

なるほどね。不登校のお子様が保健室で受けている場合には、それは出席ですか。

佐々木教育長

出席にしています。

加藤市長

そして、あそこのセブンイレブンの2階で行くような場合には学校じゃないんで…。ふらっとクラブ。なんとなく不思議だになって、教育を知らない人間からすると、それはそれで不思議な世界だなと。

思いませんか？ 素朴な疑問で、それと何が違うのかという思いがあるんですよね。うーん、それは「ってこれ」っていう…。

そういうこと思っちゃいけないですよね、教育の世界。

どうも一般人にストンと落ちてこないんですよね。

佐々木教育長

現状でも、不登校はちょっと特別扱いしていると言えると思います。

要は、社会に出られるようにするためにハードルを下げます、という感覚は私には感じられますね。

加藤市長

なるほどね。それとこれの何がどう違うのかよくわからないけど、よろしいですか。

他に何かご意見ありますか。よろしいですか。

根本委員

別のところで、はい。

番号の11番、12番で、紙を使ったものを、パソコンに頼らずに…。

言ってもいいですよ。いいですか。

加藤市長

すみません。2点目に移りますが、1点目はよろしいですか。

特にまとめるというわけではありませんが、このような意見があったということでもいいよね。

松尾委員

それでいいですか。

坪田委員

オンライン授業は、受ける側にも教員がいて、誰かが見ているよっていうのを、例えば保健室の先生が見ていたり、それから「ふらっとクラブ」の人が見ているのかな。

そこに教員のような人がいれば出席扱いになり、家で1人で受けている場合は出席扱いにならないということですか。

佐々木教育長

いや、「ふらっとクラブ」ではオンライン授業でなくても、自習していても出席扱いになります。

坪田委員

保健室も出るだけで、オンライン授業とは関係ないですもんね。
「受信側に教員が必要」って書いてあるんですけど、そんなことあり得ないでしょ。

佐々木教育長

いや、田舎の学校なんかではあります。
小規模な学校が2つあって、片方に専門の先生はいるけれども片方にはいない時に、その2つの学校をオンラインで結んで、専門の先生が教えているという状況です。

坪田委員

もちろんそれは出席になるけど、要するに不登校の子どもが家で授業を受けた場合に出席にしてほしいってきつと言っているんですよね。

佐々木教育長

ここでは不登校じゃないっぽいですよね。

坪田委員

不登校じゃない。不登校じゃなくて、オンライン授業を受けた場合に出席して…

加藤市長

親から休みを強要されて、出席停止以外の休まざるを得ない時…。
ちょっとこれだけでは背景がわからない。

松尾委員

風邪をひいて休む、だけど欠席にはなりたくないし、勉強も遅れたくないのオンラインで授業を受けている。
それは出席にしてくれませんか、という話ですよ。

坪田委員

うん、やむを得ないんだ。でも不登校はやむを得ない。
風邪はやむを得ない。

加藤市長

難しい。うん、難しいですよ。

松尾委員

今の制度的な枠でどこまでできるのかという問題も整理が必要ですし、どこまでをどう取り入れるかということも、個人的には、これだけ意見が出てくるのであれば、我々のスタンスとしてどう考えるかを継続的に考えてもいいのかなという気はします。それが意見交換なのかなと思います。
ここで少し話すだけじゃなくて。

加藤市長

例えば、そういう意味では、今後の総合教育会議で継続的に…、だけど、いつまでたっ

でも結論は多分出ないんですよね。

松尾委員

「どの枠の中で、ここまでだったらできそうだよ」というものがあるなら議論のしがいもあるし、「全然何もできないよ」なら、そもそも議論してもしようがない。

加藤市長

どうなんですか、あるんですか。

佐々木教育長

現状は、多分ないですね。

加藤市長

もう議論しようがないですね。

だから、問われれば、教育委員会と共有して意見交換をしたら、「文科省のこういう制度の中では大変申し訳ございませんが、出席扱いにできないんですよね。あなたたちが大きくなったらこの世の中を変えましょうね」くらいだね。

どうですか。そんなことは言いませんよ。最後は僕のつづやきだけで、これ以上でもこれ以下でもないんだもんね、うん。

鈴木政策担当参事

公表ですが、ここでの意見交換を受けて、どのような結果だったのかという別紙的なものを追記して公表するかどうかは持ち帰って検討します。今日の議論が、結局子どもたちには見えないので、支障のない範囲でお伝えしていく形で公表していきます。

加藤市長

わかりました。

それでは、2 点目に入ります。パソコンでの授業や宿題が多いと不便なことがよくあるので、紙の宿題を増やす、紙のプリントなどを活用した授業となるよう状況を改善してほしい、という小学生からの意見 4 件(番号 11、12、13、15)です。

根本委員

はい。子どもたちの意見はいい意見だなと思います。

漢字の指導が特にそうですが、長年教えていて、手首に覚えさせないと覚えられないんですよね。

パチパチ打って漢字が出てくるのでは本当の意味で覚えたことにならない。そういった意味では、全てをパソコンで間に合わせるのではなく、ドリルには線を引いてなぞるものもありますが、紙を使ったものも併用しないと子どもたちには定着しないと考えられる。大事な意見を言ってくれたなと感心しています。

加藤市長

はい、ありがとうございます。他にご意見ありますか。

はい、松尾委員。

松尾委員

私もこれは親御さんから聞いた話ですが、AIドリルだと、本人は書いているつもりなのにコンピューターが誤読してうまく動いてくれないので、やる気をなくして宿題自体をやらなくなってしまったという意見を聞いたことがあります。
制度の問題などもあるとは思いますが、何から何までAIや画面上でできるわけではないと思っています。非常に便利だし、管理(やる・やらないや採点)の面は楽なところもわかりますので、部分的に取り入れたらいいとは思いますが、全部というのは難しいかなと思います。

加藤市長

他にご意見ありますか。はい、鈴木さん。

鈴木委員

パソコンだと達成感が見えにくいのはあるのかなと思います。
紙でやっているとは何枚やったかの確認もでき、達成感ややる気につながることもあるのかなと。端末のドリルも良いところがたくさんあるので、両方取り入れながらやるのがいいのかなと思います。

加藤市長

はい、ありがとうございます。現場、どうですか。

佐々木教育長

やっぱり漢字の書き取りなんかは紙じゃないとだめだね、ということで、紙を買ってやっているという状況です。

加藤市長

それは、わが市の場合は学校によってまちまちですか。

佐々木教育長

まちまちではあります。

加藤市長

うん、そうなんです。報道によれば、スウェーデンはパソコンから紙の方にシフトしはじめたと言いますもんね。何がいいのか悪いのかは非常に難しい問題ですよ。

松尾委員

我々もそうですが、1日中パソコンの画面を見ると神経がかなり疲れると思います。目の神経は脳に近いので、目が疲れると脳がすごく疲労すると思います。
そういう部分の影響も考えないといけないかなと。目に刺激が強すぎる。

加藤市長

これは、「時代に合った取り組みを継続していきます」「不便に感じていることは教育委員会と内容を共有し、意見交換をしていきます」で、どうしたらいいんですかね。

教育委員会と意見交換して、じゃあどうするんだ。なるべく紙も使うように配慮しますって…。ただ、学校によっては全く紙を使わなくなったところもある。この子がどこの学校かはわからないけど、どうしたらいいんだろう。すみません、こんなところで。

小島企画政策部長

現時点でいただいたご意見を、今後、教育委員会と共有して、反映できるかどうか議論していくことでどうかと思います。

加藤市長

例えば、これは学校長会議とか教頭会議でも出るものですか。

佐々木教育長

会議で出すのは全然差し支えないと思います。

松尾委員

このことを問われているわけではないのですが、前に話題になった、紙ドリルの市内の現状がどうなのかということも含め、AIドリルと紙ドリルの住み分けをどういうバランスにしていくのか、各校でまちまちな部分を今後どう捉えるかも含めて考えていく時期だと思います。教育委員会と各学校が対話をし、子どもたちからの意見も題材にしながら考えていくべき時期なのかなということをお返しするのかなと捉えました。

加藤市長

可能ですよね。問題は、確か令和 7 年度中に教材費のあり方を含めて校長会や教頭会で議論するということでしたよね。

佐々木教育長

これはもう議論は終わって、令和 8 年から公表する。

加藤市長

うん。公表することによって、何かを削ったり横並びにしたりすることが令和 7 年度から始まるんでしょう。

佐々木教育長

それで始まるか、その「でこぼこ」の理由をちゃんと説明する準備をしているか、どちらかかな。

加藤市長

はい。ぜひそういう場でこういうことをお話ししていただければ、お子様たちの意見があったということを学校にも知っていただく、ということでもよろしいでしょうか。

佐々木教育長

すみません、1 つだけ。「なし」という意見に対して、「ありがとうございます」という返し方はないんじゃないの、という気がします。

加藤市長

これは内部でも議論しました。「なし」という意見を出してくれた、という意見であるという認識です。

これは、教育委員会にも相談してないですか。

鈴木政策担当参事

この回答の仕方は、教育委員会とは整合性を取っておりません。

今、市長が申し上げたように、我々としては内容を見ていただいた上で「ないです」という反応をいただいた、という捉え方をしております。

加藤市長

確かに教育長のようなお考えもあるし、我々も内部で議論しました。事務局の説明も、なるほどと思います。

坪田委員

「教育大綱の内容をご覧いただき、よく読んでいただいてありがとう」の方がいい。

加藤市長

なるほどね。次回の参考とさせていただきます。

松尾委員

平たく言うと、リアクションしてくれてどうもありがとう、ということですよ。

加藤市長

そうです。だから、坪田委員がおっしゃるように、その方がいいのかもしれないね。

次回以降考えます。すみません、ありがとうございます。

では、次の議題に行ってよろしいでしょうか。

はい。それでは次の議題に移ります。教育大綱案の説明です。お願いします。

鈴木政策担当参事

はい、私の方から。資料 5 をご覧ください。

この資料 5、教育大綱案についてでございますが、説明の前に趣旨です。前回の第 1 回総合教育会議で皆様からの修正意見、また先ほど説明申し上げたパブリックコメントの結果を反映したものを本日協議案として提出しております。

こちらはまだ確定していない内容ですので、これから説明する部分でご質問、修正のご提起をいただければと思います。

それでは、パブリックコメントを反映した部分を中心に説明申し上げます。

まず、表紙ですが、策定年月、策定者という文言を追加しております。

表紙を開いていただき、本大綱の策定根拠等の部分で、3 番目「大綱の位置づけ」、5 番目「大綱の策定等の経過」、また、一番下に「総合教育会議に関する語句の説明」を追加しております。

また、1 の基本理念につきましては、前回のご意見で「本大綱は市長の思いを含めて子どもに特化したものであるから、その思いが読み取れるように」との趣旨があり、現大綱の表記を踏まえて改正した方がよいとのことで、基本理念については表現の仕方を見直しました。

また、「こども」の表記につきましても、全てひらがな表記とし、前回のご意見を踏まえて修正しております。

続きまして、基本方針 2 の最後のページですが、ウェルビーイングの言葉について説明を追記すべきとのことで、説明を追記しております。

また、基本方針 3 の取り組み事項で「こどもが石狩のまちづくりや環境教育など」とし、当初用いていた「環境政策」を「環境教育」に表記変更しております。
以上、前回のご意見、パブリックコメントを反映したものとして、本日協議案として提出させていただきます。

私からの説明は以上になります。

加藤市長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この案につきまして、ご質問、確認する事項はありますか。

松尾委員

今ご説明いただいたところですが、「環境政策」とか「環境教育」じゃなくて、環境問題とか、もう少し上位概念の方がいいのかなと思いました。
取り組み自体は環境教育の推進でもいいと思うのですが、学ぶのは環境教育ではなく環境問題ですね。

鈴木政策担当参事

ご質問について、先ほどのパブリックコメント結果も含め、深掘りして整理した部分がありますのでご説明します。

当初「環境政策」という言葉を使っていたのは、石狩の特色あるまちづくりと環境政策を学ぶことに意義があるのではないかという考えからです。

その中で、自然保護や生物多様性なども加えるべきではないかということで、石狩市環境基本計画では主に 4 つの分野を定め、さらに環境教育として出前授業(地球環境、生活環境、自然環境、再エネ産業の 4 分野)を実施しています。地球温暖化やごみ対策、自然保護、洋上風力を含めた再エネ産業が包含されるという考えのもと、「環境教育」という言葉を使うのがふさわしいと考えております。

松尾委員

なんかちょっと、いまいち釈然としないところは正直ありますね。

そこに書いてあるからと言われたらそうなのかもしれませんが、一般的な言葉として。

佐々木教育長

使い方として、「環境教育を学ぶ」という言い方はないでしょ、ということ。

松尾委員

違和感ありますね、やっぱり。

加藤市長

うん、なるほどね。今ふと思ったのですが、我々が意思決定して修正可能ですよと言って、でもこっち側で答えたものは修正不可能、というのはタイムスケジュール的に変だね。来年変えましょう。そうでないと、「修正可能ですよ」と皆様方に言っておきながら、こちらではもう意思決定していて、今のようなご意見が出て変えられないというのは、もっと早めに気がつけばよかったんですけどね。だから、これに記されていないことは修正できる、ということですよ。パブコメで変えていないところ。

はい、来年は変えますので、すみません。

松尾委員

しょっちゅう見直すものでもないから。

加藤市長

いやいや、そうなんですけどね。他にご意見ありますか。

佐々木教育長

パブコメで「心と体のウェルビーイング」という風にしたんですけど、下の語句の説明では「心と体と社会的に良い状態」を指しているって書いてある。

だから、学校教育活動を通したウェルビーイングは社会的なものは除く、という意味に取られかねないのでは。心と体を入れりゃいいんだったら、ここに社会的にと環境的にとかも入れりゃいいのになと思いました。

鈴木政策担当参事

よろしいですか。ウェルビーイングの定義につきましては、実は教育振興基本計画の概要版のウェルビーイングの言葉をほぼ引用した形で要約しています。

「社会的に」については、地域社会が幸せ・豊かということも概念として含まれるとされ、個人と地域社会の大きく2つがウェルビーイングに含まれます。

地域や社会まで入れると表記が長くなるため、1つの部分だけを捉えて今表現していますが、上と噛み合っていないなら工夫の余地があります。上と下の整合性を取るよう考えてみたいと思います。

加藤市長

うん、ここはまだ修正の余地があるんだよね。

鈴木政策担当参事

あります。

松尾委員

きっと、下の説明書きに合わせるなら、子どもがいる周りの環境もウェルビーイングな状態じゃないと、という話ですよ。

個人としての心と体だけじゃなくて。

佐々木教育長

学校の雰囲気とか、そういうもの、ということ。

加藤市長

うーん、なるほど。

平たく言うと、この米印のウェルビーイングの中身を変えた方がいいんじゃないか、ということ。

佐々木教育長

上の方はもう変わらないので、上の方に「心と体と何とかのウェルビーイング」と書けばいいのかなと。

加藤市長

教育活動を通じた心と体の…なるほど。何がいいんだ。

鈴木政策担当参事

この後説明される教育プランにも、ウェルビーイングの定義についてご質問が来ていて、教育委員会の整理も含めて、一緒に考えられるものがあればヒントをいただければと思います。

佐々木教育長

何かあるんですか。

加藤市長

教育プラン。何ページに出てくるの。

鈴木政策担当参事

資料 6 の 21 番です。

加藤市長

10 ページから 12 ページに出てくる。

松尾委員

ウェルビーイングの用語解説の記載を修正します。
用語資料編の中のウェルビーイング用語解説 34～36。

加藤市長

身体的・精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的・経済的にも…まあ基本的には同じような。

鈴木政策担当参事

教育委員会も整理をする、と言っているのです。

加藤市長

用語解説 34 ページになっています。

佐々木教育長

付いていますね。

加藤市長

これは修正しているんだ、教育委員会は。
パブリックコメントの意見を踏まえて資料編に。
要は主観的なウェルビーイングか。その概念が分かりにくいというところで。
うん。単純に用語解説を資料編に追記する。
記載を修正します。はい。パブコメを受けて。はい。若干もうちょっと中身を変えたってことだね。

松尾委員

「社会的・経済的にも良好で満たされている状態を示す」。
こっちは経済の話は何も書いていないですね。
社会的に満たされていたら、経済的にもある程度満たされているだろうっていう…。

加藤市長

役所ってのは面白いところなんだよな。
まあ、用語の定義よりも、そもそも本文のところだよな、今ご指摘があったのはね。

佐々木教育長

そうですね、はい。
うん、「心と体と何とかのウェルビーイング」という風にすればいいと思うので、その「何とかな」は考えていただければ。

鈴木政策担当参事

本日、持ち帰らせていただき、教育委員会とも事務レベルで協議しながら修正したいと思います。

加藤市長

よろしいですか。この場ではまだ時間を要しそうなので、申し訳ございません。
次の議題に移ります。報告事項の 1 つ目、石狩市教育プランについて事務局から説明をお願いします。

中西部長

それでは私から、報告事項、教育プラン原案のパブリックコメント結果についてご説明いたします。

お手元の資料は 6 番、7 番、8 番となっております。

初めに、資料 8 につきまして、7 ページ以降の資料に、意見の集約・検討段階の資料が誤って掲載されておりました。

資料としては 6 ページまでとなっております。お詫びして訂正いたします。

それでは資料についてご説明いたします。

配布しております「石狩市教育プラン原案の策定に寄せられた意見と検討結果」(資料 6)についてです。

12 月 16 日から本年 1 月 17 日までの約 1 カ月間、パブリックコメントを実施し、1 団体および 2 個人、合計 3 名の方から 33 件のご意見を頂戴いたしました。

本日は 33 件のうち、採用あるいは一部採用したものについてご説明いたします。

資料 1 ページをご覧ください。意見 No.5(原案 11 ページ、基本方針 1 の 11 行目)についてです。

「脱炭素に向けた取り組み」という記載について、脱炭素の定義を説明してはどうかというご意見でした。

脱炭素やカーボンニュートラルといった用語は、一般的に正確に意味が共有されているとは言えないと判断し、教育プラン原案の資料編・用語解説欄に脱炭素に関する説明を追加いたします。

続きまして、資料 3 ページ、意見 No.17。施策 2-3「いじめ防止や不登校支援、児童生

徒への支援」の具体的取り組みに、スポーツ・レクリエーションによる仲間づくりの推進を追加してはどうかというご意見です。

学校現場では、いじめ防止を目的として、集会、あいさつ運動など、子どもたちが自ら企画する多彩な活動が行われており、これらを教育プランに位置づけるため、意見を一部採用し、「いじめ防止集会等の実施」を具体的取り組みとして追加いたします。

続きまして、同じく 3 ページ、意見 No.19。施策 2-4「生涯学習の推進」の成果指標に関し、「社会教育団体」を「社会教育関係団体」と記載してはどうかというご意見です。通常業務でも「社会教育関係団体」と表現することが多く、より広い範囲の団体を対象とする観点から、表記を「社会教育関係団体」に修正いたします。

続きまして、資料 4 ページ、意見 No.21。ウェルビーイングという用語について、その意味が分かりづらいという趣旨です。

本概念は国の教育振興基本計画(令和 5～9 年度)や北海道の教育推進計画でも中核に据えられており、教育プランでも言及は必要と考えます。一方で理解が難しい概念であるとのこと指摘の通り、資料編のウェルビーイングの用語説明をより丁寧に記載するよう修正いたします。

続きまして、資料 5 ページ、意見 No.29。教育プランと教育大綱の関係が分かりづらいというご意見です。

教育大綱のパブリックコメントにも同様の意見があり、政策担当と協議した結果、教育プラン・教育大綱ともに連携して施策の推進に当たる旨の記述を追加することとします。

以上が採用となった 5 件の意見です。

続きまして、資料 8 をご覧願います。資料 8 は、大人向けのパブリックコメントと同時並行で行った子ども向け意見聴取に寄せられた意見および回答案です。

今回の子ども向け意見聴取は、教育プランの「やさしい版」を作成し、その閲覧および意見提出をお願いするチラシを学校の協力のもとデータ配布しました。

1 人 1 台端末から意見の提出を受けたものです。

また、市内および近郊の高等学校および養護学校にも計画の内容を説明の上で資料を配布し、児童生徒に回答を促すよう協力を依頼しました。

意見の提出数は 45 件。ただし、うち 4 件は回答を要しないものと考えられ、実質的な意見は 41 件となっております。

なお、いただいた意見について明らかな誤字脱字は修正しておりますが、基本的には原文のまま掲載しております。

回答の作成にあたりましては、教育大綱を作成している政策担当、子どもビジョンを作成している子ども政策課と協議の上、1 つ 1 つの意見に回答すること、子どもの意見および回答については、市内小中学校の児童生徒に 1 人 1 台端末を通じてフィードバックすること、を共通ルールとしています。

教育委員会としては、児童生徒に意見提出への興味を持ってもらい、今後も意見を出してもらうことを目的に、意見に対して星の数で回答するという試みを行っています。星 3 つが一般的なパブリックコメントの「採用・記載済み」に対応、星 2 つが「参考」、それ以外を星 1 つとしています。

本日は 41 件のうち、星 3 つの中で計画に反映した意見について説明いたします。

資料は 4 ページ。意見 No.26 について、いじめの組織的対応の必要性を訴えた意見として捉え、教育プランの中に組織的対応の重要性に関する記述を追加いたします。

説明は以上となります。

加藤市長

はい、ありがとうございました。只今の事務局の説明について、確認する事項はありますか。これも最終決定されたパブコメの結果です。
はい。それでは次の議題に移ります。事務局の方で説明をお願いします。

田村部長

第2期石狩市こどもビジョンに係るパブリックコメントの結果についてご報告いたします。

令和7年4月を始期とする第2期石狩市こどもビジョンに関するパブリックコメント手続きを、12月26日から1月25日の日程で実施いたしました。

口頭でのご説明になりますので、資料はございません。

パブリックコメントの実施にあたりましては、大人を対象とした一般用のパブコメと合わせて、子どもを対象とした意見募集版を行い、子どもからの意見をいただきました。

通常のパブコメにつきましては、1名の方から3件いただきました。

内容は、夢が持てない子どもたちへの対応が望まれる、子ども増加の対策が必要ではないか、教育大綱・子どもの権利条例・教育プラン・子どもビジョンの関連を示すことが明確な理解と共同推進を可能とするのではないかとのご意見でした。

次に、子どもの意見募集版については、先ほど教育プランの方でもご説明がありました通り、市内小中学校にご協力いただき、やさしい版が見られる二次元コードを載せたパンフレットを児童生徒の端末に送信し、子どもたちから意見を頂戴しました。

いただいた意見は49件で、55%が小学生から、43%が中学生、高校生からも1件ご意見をいただきました。

意見の内容は、子どもの権利のためにこのような取り組みを続けてほしい、基本目標のものをそのまま続けてほしいというご意見や、子どもの権利が守られなかった時に相談できる人や場所があるのは良い、などの感想、また、体育館や公園を増やしてほしいという要望など、さまざまなご意見をいただいております。

現在、意見の反映と計画の修正に向けて取りまとめ作業を進めております。

今後のスケジュールは、今月中にパブリックコメントに対する意見の検討結果を公表するとともに、計画の最終案について石狩市子ども・子育て会議で決定をいただき、4月より計画を実施してまいります。

私からの報告は以上です。

加藤市長

はい、ありがとうございます。只今の説明で確認事項はありますか。よろしいですか。

以上をもちまして、令和6年度第2回石狩市総合教育会議を終了いたします。

皆様、本日はご出席ありがとうございました。

令和7年3月31日

署名委員 松尾 拓也